

楽陽荘指定短期入所生活介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(香川県指定 第3770500225号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

| | |
|----------------------------|----|
| 1. 事業者..... | 2 |
| 2. 事業所の概要 | 2 |
| 3. 居室の概要 | 3 |
| 4. 職員の配置状況 | 3 |
| 5. 当施設が提供するサービスと利用料金 | 4 |
| 6. 苦情の受付について | 8 |
| 7. 事故発生時の対応について..... | 9 |
| 8. 個人情報の使用について..... | 9 |
| 9. 身体拘束禁止について | 9 |
| 10. 虐待防止について | 10 |
| 11. ハラスメント防止について | 10 |
| 12. 非常災害について | 10 |
| 13. 感染症について..... | 10 |
| 14. 第三者評価について | 10 |

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 みとし会
(2) 法人所在地 香川県観音寺市柞田町甲1936番地
(3) 電話番号 0875-25-8720
(4) 代表者氏名 理事長 大西 千津子
(5) 設立年月 昭和56年10月19日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年2月29日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成18年4月1日指定
香川県 3770500225号
※当事業所は特別養護老人ホーム楽陽荘に併設されています。
- (2) 事業所の目的 利用者の心身の状況、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的、精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。
- (3) 事業所の名称 楽陽荘短期入所生活介護事業所
- (4) 事業所の所在地 香川県観音寺市柞田町甲1936番地
- (5) 電話番号 0875-25-8720
- (6) 事業所長（管理者）氏名 大西 千津子
- (7) 当事業所の運営方針
- ・利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
 - ・相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な援助を行う。
 - ・懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
 - ・当該利用者や他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように、適切な技術を持って行う。
 - ・自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日
- (9) 営業日及び営業時間
- | | |
|------|------|
| 営業日 | 年中無休 |
| 受付時間 | 24時間 |
- (10) 利用定員 8人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要（特養と併設である）

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、2人部屋など他の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出ください。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

| 居室・設備の種類 | 室数 | 備 考 |
|----------|-----|---|
| 2人部屋 | 3室 | 内トイレ付き 2室 多床室 |
| 4人部屋 | 18室 | 内トイレ付き 6室 多床室 |
| 合 計 | 21室 | |
| 食 堂 | 1室 | |
| 機能訓練室 | 1室 | [主な設置機器] 平行棒、歩行器、マイクロレーダー マット、光子低周波 |
| 浴 室 | 1室 | 特殊浴槽、チェアー浴 |
| 医務室 | 1室 | |
| 静養室 | 1室 | |

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況（特養を含む）

当施設では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。>

| 職 種 | 常勤換算 | 指定基準 |
|----------------------|------------|------|
| 1. 施設長（管理者） | 1名 | 1名 |
| 2. 介護職員 （内 介護福祉士） | 23名以上 名 | 23名 |
| 3. 生活相談員 | 2名 | 1名 |
| 4. 看護職員 | 3名以上 | 3名 |
| 5. 介護支援専門員 | 5名 | 1名 |
| 6. 医 師 | （嘱託）2名 | 必要数 |
| 7. 管理栄養士 | 1名 | 1名 |
| 8. 調理員 | 4名以上 | 4名 |
| 9. 機能訓練指導員 | 1名 | 1名 |

※ 職員は、併設の楽陽荘指定介護老人福祉施設の職員と兼務とします。

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週 40 時間）で除外した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名（8 時間× 5 名÷ 40 時間＝ 1 名）となります。

〈主な職員の勤務体制〉

| 職 種 | 勤 務 体 制 | 人数 |
|---------|---------------------------|----|
| 1. 医 師 | 月曜日～金曜日 10:00～16:00 | 2名 |
| 2. 介護職員 | 標準的な時間帯 早出： 7:30～16:30 | 3名 |
| | 日勤： 8:30～17:30 | |
| | 遅出： 9:30～18:30 | 3名 |
| | 夜勤：17:00～10:00 | 3名 |
| 3. 看護職員 | 標準的な時間帯 早出： 8:00～17:00 | 1名 |
| | 日勤： 8:30～17:30 | 名 |
| | 遅出： 9:00～18:00 | 1名 |

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費（滞在費）、食費を除き通常9割または8割・7割が介護保険から給付されます。※「介護保険負担割合証」に利用者負担の割合（1割または2割・3割）が記載されています。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、一人一人の栄養状態や摂食状況に応じた個別の対応にて低栄養状態の予防・改善を行います。
- ・食事は出来るだけ自分の口で食べていただくようにします。
- ・自立支援のため離床して食堂にて食事を取っていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7:30～9:30 昼食：11:30～13:00 夕食17:00～18:30

②入浴

- ・入浴は週2回行います。但し、ご契約者等の体調により清拭となる場合があります。
- ・寝たきりの方は機械浴槽を使用して入浴することができます。

③介護

- ・日常生活全般において、ご契約者の身体能力を最大限活用した介護を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員によりご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・適切な整容を行い、清潔で快適な生活が送れるよう援助します。

<基本サービス費（1日あたり）>（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額1割または2割・3割）と居室（光熱水費相当分）と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（基本サービス費は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

令和6年8月1日より

| | | | | | | | |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金 | 要支援 1 4,516円 | 要支援 2 5,610円 | 要介護 1 6,030円 | 要介護 2 6,720円 | 要介護 3 7,450円 | 要介護 4 8,150円 | 要介護 5 8,840円 |
| 2. うち、介護保険から給付される金額 | 4,059円 | 5,049円 | 5,427円 | 6,048円 | 6,705円 | 7,335円 | 7,956円 |
| 3. サービス利用に係る自己負担額※1割（1-2） | 451円 | 561円 | 603円 | 672円 | 745円 | 815円 | 884円 |
| 4. 居室に係る自己負担額（室料相当負担分）※ | 915円 | | | | | | |
| 5. 食事に係る自己負担額※ | 1,445円 | | | | | | |
| 6. 自己負担額合計（3+4+5） | 2,811円 | 2,921円 | 2,963円 | 3,032円 | 3,105円 | 3,175円 | 3,244円 |

加算について

単位/日

| 加算名 | 自己負担額 | 要件等 |
|----------------|--------------------------------------|--|
| サービス提供体制加算（Ⅰ） | 22 | 勤続10年以上介護福祉士35%以上 |
| 夜勤職員配置加算（Ⅰ） | 13 | 夜勤の時間帯の勤務を行う介護職員が最低基準を1人以上上回っている |
| 機能訓練体制加算 | 12 | 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士などを1人以上配置している（R7.1.1～） |
| 送迎加算 | 184 | 利用時の送迎 |
| 緊急短期入所受入加算 | 90 | 緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） | 10/月 | 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、改善活動を継続的に行っている 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ | 基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に 加算率14.0%で算定 | |

令和7年1月1日現在

※ 但し、加算が変更になる場合があります

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆「一定以上所得者」はサービス利用料金が2割・3割になります。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

◇ 当施設の居住費（滞在費）・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

(単位/円)

| 区分 | 対象者 | | 預貯金等の 資産状況 | 居住費（滞在費） | 食費 |
|----------------|-----------------|--------------------------------|------------------------------|----------|-------|
| | | | | 多床室（相部屋） | |
| 利用者負担 段階1 | 生活保護受給者 | | 単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下 | 0 | 300 |
| | | 高齢福祉年金受給者 | | | |
| 利用者負担 段階2 | 世帯全員が市町村民税非課税世帯 | 前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方 | 単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下 | 430 | 600 |
| 利用者負担 段階3-① | | 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方 | 単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下 | 430 | 1,000 |
| 3-② | | 前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方 | 単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下 | 430 | 1,300 |
| 利用者負担 段階4 | 上記以外の方 | | 上記以外の方 | 915 | 1,445 |

☆実際の負担額は、日額で設定されます。

(2)(1)以外のサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の材料の提供

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1日あたり1,445円（食べた食事代を負担していただきます。）

内訳：朝食 290円 ・ 昼食 635円 ・ 夕食 520円

②おやつ

ご契約者の希望によりお飲み物（コーヒー、紅茶、レモンティー、カルピス、甘酒、あめ湯、ココア、グリーンティー等）、おやつ（饅頭、ゼリー、お菓子、スルメ等）を提供します。但し、朝食のみ提供の場合のおやつ代はいただきません。

利用料金：1日あたり100円

③理髪・美容

[理髪サービス]

月に2回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,300円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

⑤複写物の交付

・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

・ラミネート加工をした写真類も実費をご負担いただきます。1枚につき 100円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

歯ブラシ・靴・その他…購入品の実費をいただきます。

おむつ代、洗濯代、エアマット代等上記⑤以外のご負担の必要はありません。

⑦通常の事業実施区域外への送迎

(但し通常の事業実施区域外とは通常の事業実施地域を越えた地点からの距離です。)

- | | | |
|---------------|-------|--------|
| ・送迎距離片道 5km未満 | 1回につき | 500円 |
| ・送迎距離片道 5km以上 | 1回につき | 1,000円 |

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算してご請求します。

翌日25日にご指定の金融機関口座から引き落としさせていただきます。

※指定口座からの引き落としをご希望される場合、別途手続きが必要となります。また、口座引き落としの場合は手数料が発生します。あらかじめご了承ください。

※現金での支払いも可能です。希望される方は、職員にご相談ください。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書代8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等

正当な事由がある場合は、この限りではありません。

| | |
|-----------------------|-----------------|
| 利用予定日の前日までに申し出があった場合 | 無 料 |
| 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 | 初日分の食材料費をいただきます |

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 苦情の受付について(契約書代21条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

①苦情受付

受付担当者 生活相談員 喜井 浩晃

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～16:00

②第三者委員

高橋 紀一 (元市議会議員)

観音寺市木之郷町1149番地 電話番号0875-27-6505

高木 克志 (社会福祉法人みとし会役員)

観音寺市柞田町丙1288番地1 電話番号0875-23-0774

③苦情受付ボックス

1Fのエレベーター前に設置

(2) 行政機関その他苦情受付期間

| | | |
|---------------------|----------------------------|--|
| 観音寺市 介護保険担当課 | 所在地 電話番号 FAX 受付時間 | 観音寺市坂本町一丁目1番1号 0875-23-3968 0875-23-3929 9:00～16:00 (月～金) |
| 香川県健康福祉部 長寿社会対策課 | 所在地 電話番号 FAX 受付時間 | 高松市番町四丁目1番10号 087-832-3268 087-806-0206 9:00～16:00 (月～金) |
| 国民健康保険団体連合会 | 所在地 電話番号 FAX 受付時間 | 高松市福岡町二丁目3番2号 087-822-7435 087-822-6023 9:00～16:00 (月～金) |
| 香川県社会福祉協議会 | 所在地 電話番号 FAX 受付時間 | 高松市番町一丁目10番35号 087-861-0545 087-861-2664 9:00～16:00 (月～金) |

(3) 苦情解決の手順

- ① 苦情受付制度の利用者や家族への周知
 - ・施設内へ掲示、パンフレットの配布等で周知
 - ・契約時に説明
- ② 苦情の受付(苦情受付担当者及び第三者委員)

- ・ 苦情内容、利用者の希望等の確認及び記録
- ③ 苦情受付の内容を苦情解決責任者（園長）及び必要に応じて第三者委員へ報告
- ④ 苦情解決に向けての話し合い
 - ・ 苦情解決検討委員会にて解決方法を検討
 - ・ 苦情の結果や改善事項等の記録や確認
- ⑤ 苦情解決結果の公表
 - ・ 事業報告書、広報誌等にて公表

7. 事故発生時の対応について

- ① 当事業所は事故発生防止に努めます。
- ② 当事業所は、ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族・居宅介護支援事業所等に連絡を行なうとともに必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- ③ 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- ④ 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入しています。

8. 個人情報の使用について

ご契約者および家族の情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供させていただきます。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (ア) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (イ) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (ウ) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連携調整のため
- (エ) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- (オ) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (カ) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (キ) その他サービス提供で必要な場合
- (ク) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (ア) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、ご契約者とのサービス利用とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (イ) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

(ウ) 職員の退職後においてもご契約者や家族の個人情報を遵守する。

9. 身体拘束の禁止について

原則としてご契約者の自由を制限するような身体的拘束を行わないことを約束します。但し、「緊急やむを得ない理由」により拘束をせざるを得ない場合には、慎重な判断を行い、事前にご契約者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。そして常に廃止をする努力をします。

10. 虐待防止について

ご契約者の人権の擁護・虐待防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置します。
- (2) 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
- (3) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための責任者を選定します。

11. ハラスメント防止について

- ① 職員におけるハラスメントを防止し、働きやすい環境を実現していきます。
- ② 職員におけるハラスメント行為が起きないように、職員の指導・啓発に努めます。
- ③ ハラスメントが発生した場合は速やかに再発防止に取り組みます。
- ④ 相談窓口は事務所内に設けています。

12. 非常災害について

施設では非常災害とその他緊急の事態に備え、必要な整備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上ご契約者及び職員等の訓練を行います。

13. 感染症について

感染症及び食中毒の予防・蔓延の防止のための対策を検討する感染症対策委員会を設置しています。感染症対策委員会は入所者の状況など施設の状況に応じて2ヶ月に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期などは必要に応じて随時開催し、研修や訓練を実施しています。

感染症予防の為、手洗い・消毒・換気・3密予防・マスク着用を徹底しています。

14. 第三者評価について

開園以来、実施はありません。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

楽陽荘指定短期入所生活介護事業所

楽陽荘介護予防短期入所生活介護事業所

説明者職名 生活相談員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、楽陽荘指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

家族

住 所 _____

氏 名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明の為に作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階

(2) 建物の延べ床面積 2,663㎡

2. 職員配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行いません。

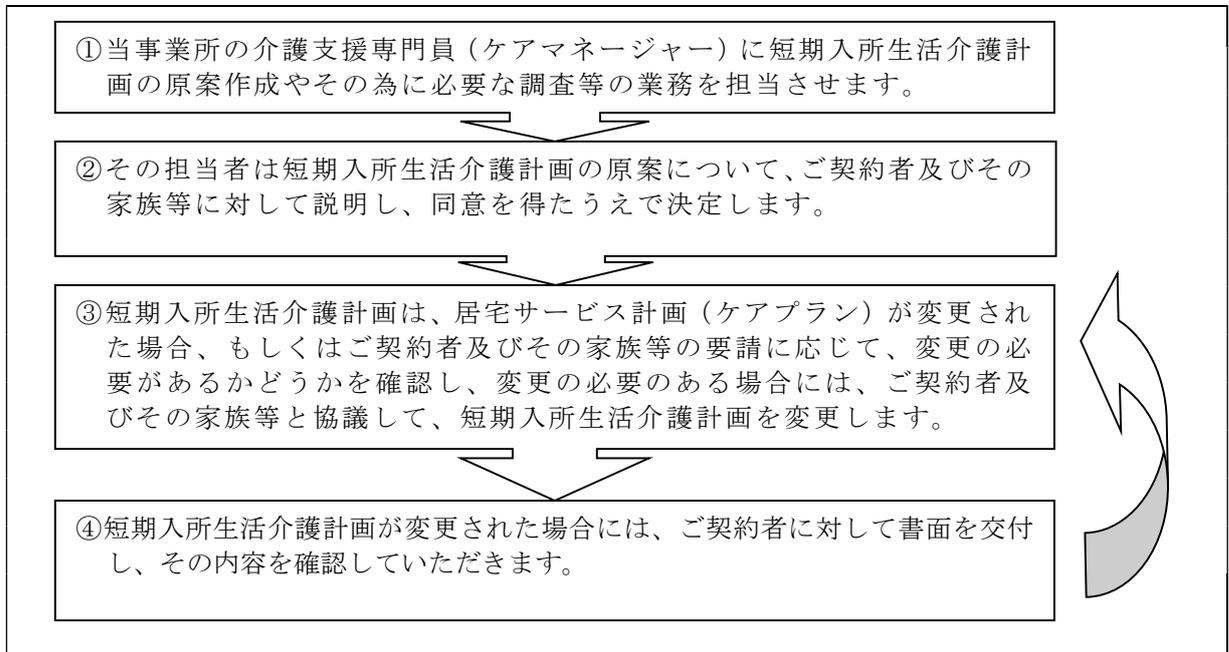
生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

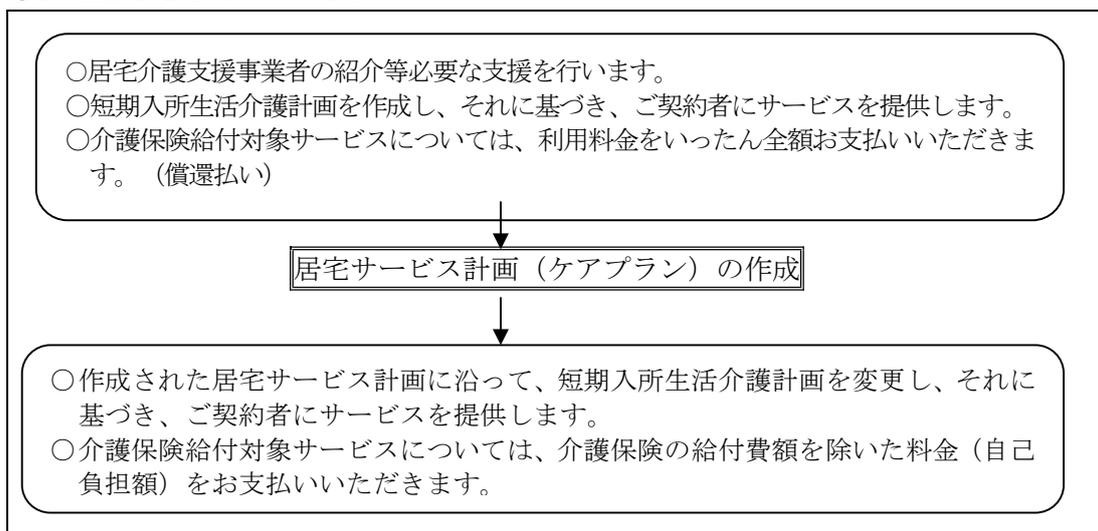
3. 契約締結からサービス提供の流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。
(契約書第3条参照)

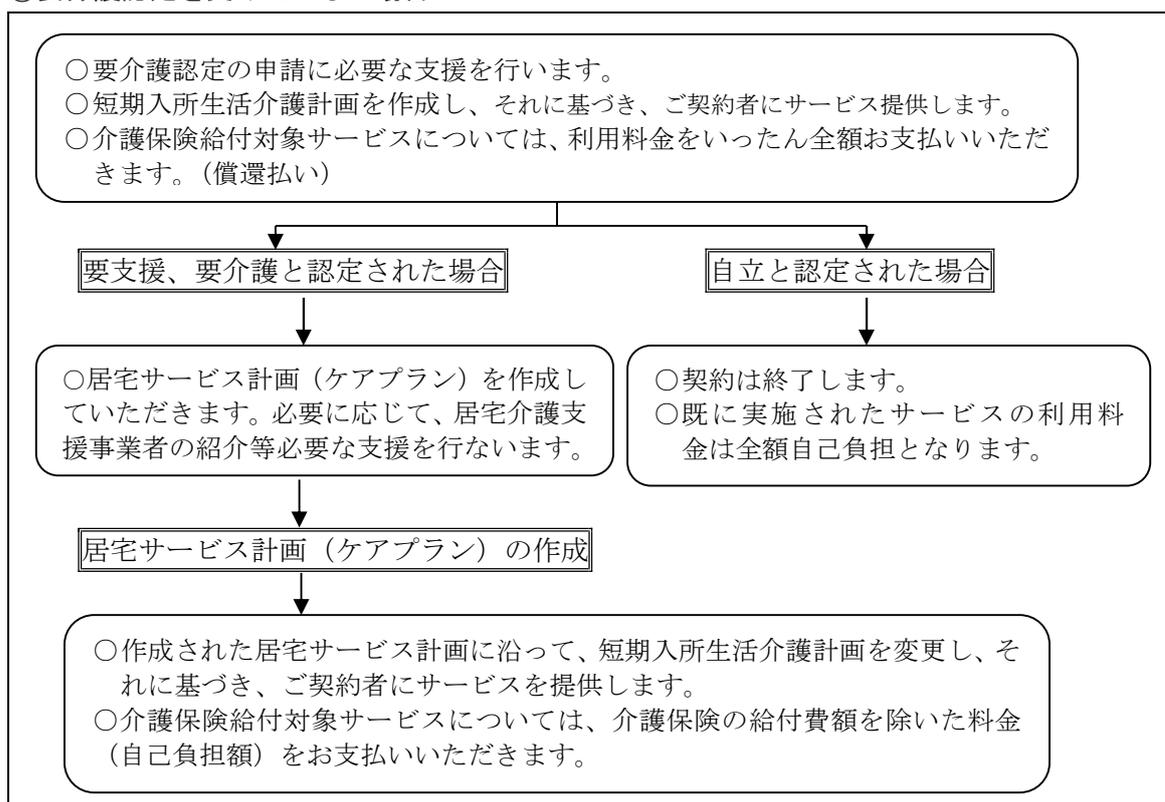


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者のサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行なう等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務) ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行なう際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

ペット、危険物、他人に迷惑をかけるもの、不必要と認められるもの

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内で喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下記医療機関において優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

| | |
|---------|------------------|
| 医療機関の名称 | クニタクリニック |
| 所在地 | 観音寺市柞田町甲1888-1番地 |

② 協力歯科医療機関

| | |
|---------|---------------|
| 医療機関の名称 | 森歯科医院 |
| 所在地 | 観音寺市昭和町三丁目1-8 |

6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の前日までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。
(契約書第 6 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条, 第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する前日までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 2 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事業を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。